令和７年度 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
性嗜好障害等の治療等に係る基礎資料の作成及び環境整備のための研究
分担研究報告書

性的問題行動のある者に対する認知行動療法の考え方に基づいた ケア支援プログラムの提案に資する当事者へのアンケート調査研究

研究分担者　吉田 和史　国立精神・神経医療研究センター　認知行動療法センター　認知行動療法診療部　臨床技術開発室長
研究協力者　高田 みほ　国立精神・神経医療研究センター　認知行動療法センター　認知行動療法診療部　科研費研究補助員
牧野 みゆき　国立精神・神経医療研究センター　認知行動療法センター　認知行動療法診療部　看護師
久我 弘典　国立精神・神経医療研究センター　認知行動療法センター　センター長
張　賢徳　国立精神・神経医療研究センター　精神保健研究所　所長
嶋田 洋徳　早稲田大学　人間科学学術院　教授
橋本　塁　早稲田大学　人間総合研究センター　招聘研究員
西中 宏吏　早稲田大学　人間科学学術院　講師
黒田 翔子　早稲田大学　大学院人間科学研究科

研究要旨
令和６年６月に公布された「学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の附帯決議では、加害者の改善更生及び社会復帰を支援するため、認知行動療法に基づく治療的支援を強化し、加害者更生プログラムの充実を図り、加害者の受講を促進することや、加害者のみならず、専門家によって性嗜好障害またはその疑いがあると診断された者が適切な治療や支援を受けられる環境の整備に取り組むことが掲げられている。
本研究では、性的問題行動に対するプログラムに関して、当事者の経験やニーズ等をアンケート調査により調べ、エキスパートによるコンセンサス会議での議論を踏まえた上で、医療機関における実施を想定した、性的問題行動のある者に対する認知行動療法の考え方に基づいたケア支援プログラムの提案を行うことを目的としている。令和７年度は、そのための研究計画の立案およびアンケート項目の検討、関係機関との連携等に取り組んだ。令和８年度には同アンケート調査を実施予定である。

A．研究目的

令和６年６月に公布された「学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」の附帯決議では加害者のみならず、性嗜好障害又はその疑いがあると診断された者に対し、適切な治療や支援を受けられる環境の整備に取り組む等の旨が付され、

認知行動療法に基づく治療的支援の強化が掲げられている。また、令和 5 年 3 月には「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」[1]が公開されており、刑事施設・保護観察所における指導・支援の後も、地方公共団体および医療機関を含む関係機関における継ぎ目のない支援が想定されている。

本研究の前進である令和 5 年度厚生労働科学特別研究「性嗜好障害への対応と治療の国内外の実態とアプローチの包括的分析のための研究」[2]では、性嗜好障害に対する支援として、心理的支援の一つである認知行動療法を中心に行う重要性について示唆されている。これに続く令和 6 年度厚生労働科学特別研究「性行動異常を呈する者の精神医学的考察と認知行動療法を含めた介入方法の検討及び性被害者の心理的ストレスに関する実態調査」[3]において、研究者らは、性加害者に対して国内の刑事施設や保護観察所で実施している国内の性犯罪者処遇プログラムや、医療機関や地方公共団体で実施している性的問題行動に対するプログラム等に関して、有識者の見解を聴取した。しかしながら、これまでの研究において、当事者の支援ニーズ等を把握する調査を行うには至っていない。

本研究では、性的問題行動のある者を対象に、認知行動療法やその考え方に基づいた支援に関してアンケート調査を行い、その結果を踏まえて医療機関等で活用可能な、当事者にとって有効かつ安全なケア支援プログラムの提案を行うことを目的としている。なお本研究では性的問題行動を、特定性犯罪等とパラフィリア症等に関する行動とする。性犯罪者の 43.3%がパラフィリア症を有する（Eher et al., 2019）ことや[4]、パラフィリア的関心と性犯罪の関連性（Chan & Myers., 2023）が報告されており[5]、これらは必ずしも同一ではないが、両者の間には重なりがあることが示唆されている。

B．研究方法

【調査対象】

調査に協力が得られる関係機関を通じて、性的問題行動がある満 20 歳以上の者を対象に匿名のアンケート調査を実施する予定である。上述の観点から、性的問題行動にはパラフィリア症（窃視症、露出症、窃触症、性的マゾヒズム症、性的サディズム症、小児性愛症、フェティシズム症、異性装症）等、または特定性犯罪等（不同意わいせつ、不同意性交、監護者わいせつ、監護者性交、16 歳未満の子どもに対するわいせつ目的の面会要求、児童買春、児童ポルノ収集、盗撮、痴漢、のぞき、公然わいせつ、下着泥棒等）に関する行動を含むものとする。

なお、本研究は探索的な実態調査であることから、事前に統計学的検出力に基づくサンプルサイズ算出を行うことは適切ではないと判断し、対象者数は 200 名を目標としている。

【調査内容】

アンケート調査の項目は、①これまでに受けた、性的な問題や困りごとに関するプログラムに関連する質問、②医療機関における、性的な問題や困りごとに関するプログラムに関連する質問、③研究対象者自身に関する質問から構成し、自己記入式（選択式および自由記載）で実施する。なお②においては、性嗜好障害等の治療に関する周知資材の効果的な配布方法に関する質問項目も含まれる。

【調査手続】

各研究協力機関において、研究参加候補者に対し、研究説明文書、アンケート調査票、返送用封筒等を配付する。研究参加に同意した対象者は、回答したアンケート調査票を研究者へ提出する。回収した調査結果については記述統計を行い、自由記述の回答については質的に検討する。

（倫理面への配慮）

研究参加は任意であること、アンケート調査の回答途中でも参加を中止できること、不参加や中止により不利益を受けないことを、研究説明文書やアンケート調査票のフェイスシートに明記し、匿名性を確保した上でアンケート調査を実施する。以上等を通じ、参加の任意性を最大限担保することに努める。本研究は国立精神・神経医療研究センターの倫理委員会より承認を受けて実施する予定である。

C．研究結果

令和 7 年度の時点では、倫理審査委員会への申請に向けて、準備を進めている段階にあり、データ収集および解析には至っていない。しかしながら、研究実施に向けた検討過程において、当該領域における支援の実態および課題に関して、いくつかの重要な視点が整理された。

まず、性的問題行動に対するプログラムは複数の領域で提供されているため、特定の機関に限定した調査では、当事者のプログラム参加経験やニーズを十分に把握することは困難であり、調査にあたっては司法、医療、福祉等の領域の各機関との連携が重要である。

調査項目の構成においては、将来的に医療機関等で提供し得るケア支援プログラムの提案に資する情報を収集することを想定し、医療現場への示唆を与え得る質問項目の設定に配慮した。具体的には、精神疾患の既往やパラフィリア症の診断に関する質問項目や、リカバリー志向のケアを視座に入れた当事者にとって「大切にしたい」価値に関する項目等を検討した（付録を参照）。

調査方法の検討過程においては、関係機関との協議を踏まえ、回答者のプライバシー保護への配慮を最優先する方法を検討した。

以上の検討結果から、本研究は、当事者の視点に基づく支援ニーズを把握するための調査として、実施可能性および妥当性を有する設計となっていると考えられる。特に、複数の支援領域を横断したデータ収集を行う点は、今後の支援体制の在り方を検討する上で有用な基礎資料を提供するものと期待される。令和 8 年度はアンケート調査を実施し、エキスパートによるコンセンサス会議を経て、ケア支援プログラムの提案を行う予定である。

D．考察

性的問題行動に対する支援は司法、医療、福祉にまたがる構造を有しており、単一機関で完結する枠組みには限界があり、領域横断的な連携を視野に入れた支援体制の検討が重要である。また支援体制の整備に加え、当事者の視点に基づくニーズの把握は、支援の受容性や有効性を高める上で、基盤的知見を提供すると考えられる。さらに、当事者のリカバリー志向に着目することは、問題行動の抑制に偏らない支援への転換を促し、支援の継続性向上にも寄与すると考えられる。

一方で、匿名によるアンケート調査は率直な回答を得る点で有用であるが、個別の背景把握には限界がある。今後は本研究で得られる知見を基盤として、より精緻な検討へと発展させる必要がある。

本研究により得られる知見は、医療機関および地域の支援機関における実践の改善のみならず、関係機関の連携による切れ目のない支援体制の構築に資するものであり、今後の施策検討に対しても重要な基礎資料となる。

E．結論

性的問題行動のある者に対する認知行動療法の考え方に基づいたケア支援プログラムの提案に資する当事者へのアンケート調査の実施に向けて、令和 7 年度は研究計画の立案やアンケート項目の検討、関係機関との連携等を行った。令和 8 年度には同アンケート調査を実施予定である。

F．健康危機情報

（総括研究報告書にまとめて記入）

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3.その他

該当なし

参考文献

1. 法務省（2023）. 性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン ～再犯防止プログラムの活用～. https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00091.html（2025.3.14 閲覧）
2. 繁田 雅弘.（2024）. 令和 5 年度 厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 厚生労働科学特別研究「性嗜好障害への対応と治療の国内外の実態とアプローチの包括的分析のための研究」研究報告書（2026/5/13 閲覧）https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/167957
3. 張 賢徳（2025）「令和 6 年度 厚生労働科学研究費補助金厚生労働行政推進調査事業費 性行動異常を呈する者の精神医学的考察と認知行動療法を含めた介入方法の検討及び性被害者の心理的ストレスに関する実態調査」研究報告書（2026/5/13 閲覧） https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/178154
4. Eher R, Rettenberger M, Turner D. The prevalence of mental disorders in incarcerated contact sexual offenders. Acta Psychiatr Scand. 2019 Jun;139(6):572-581. doi: 10.1111/acps.13024. Epub 2019 Apr 9. PMID: 30864151.
5. Chan HCO, Myers WC. Risky Sexual Behavior, Paraphilic Interest, and Sexual Offending: The Study of a Community Sample of Young Adults in Hong Kong. Int J Environ Res Public Health. 2023 Feb 28;20(5):4279. doi: 10.3390/ijerph20054279. PMID: 36901292; PMCID: PMC10002374.

付録. アンケート調査項目案

1. これまでに受けた、性的な問題や困りごとに関するプログラムについて

- 性的な問題や困りごとに関するプログラムを、今受けているか、または過去に受けたことがあるか。受けたことがある場合は、その回数
- そのプログラムの、全てのセッションを受けたか
- 中断した場合は、その理由
- そのプログラムはどこで受けたか
- いつ受け終わったか
- セッションの回数
- セッションの頻度
- プログラムを受けたことによる変化
- プログラムを受けたことによる不調や問題

2. 医療機関における、性的な問題や困りごとに関するプログラムについて

- 性的な問題や困りごとに関する通院状況、医療機関にかかったことがない場合はその理由
- どのようなプログラムがあると受けたいか
- どのような時にそのプログラムがあればよかったか
- プログラムの期間
- セッションの頻度
- 1 セッションあたりの時間
- 個人プログラムと集団プログラムのどちらがよいか
- 対面とオンラインのどちらがよいか
- プログラムの時間帯
- 費用
- 期待する効果
- プログラムや実施体制に求める配慮や工夫
- プログラムを受けるにあたって不安なこと
- 医療機関における支援に対するニーズ
- 周知資材の効果的な配布方法（媒体、場所、内容）

3. 研究対象者自身について

- 年齢
- 性別
- 性的な問題や困りごとについての相談状況
- 就業状況
- 行ったことのある性的問題行動
- 性的な問題や困りごとの理由
- 性的な問題や困りごとが始まった年齢
- 性嗜好障害やパラフィリア症の診断の有無
- その他の精神疾患の診断
- 性嗜好障害やパラフィリア症の症状に関する質問
- 援助希求
- 相談する相手がいるか、いる場合は誰か
- 相談できる機会があるとよい場所
- 役に立っている対処法
- 今の生活で困っていること
- 支援のニーズ
- これからの生活で大切にしたいこと